

各位

一般社団法人 日本溶接協会
マイクロソルダリング技術資格制度

新型コロナウイルス感染症への対応（第2報） セミナー及び試験 開催自粛並びに既得資格の有効期間延長措置について

マイクロソルダリング技術資格制度における、新型コロナウイルスの感染拡大に伴うセミナー及び試験（認定スクールでの開催分含む）の開催自粛並びに有資格者様の資格有効期間延長措置についてご案内申し上げます。なお、本紙に記載させて頂いた内容は基本方針でございます。多くの方々にご活用頂いている当該資格制度では、様々なケースが発生する事が想定されます。第一に受講者様、受験者様及び有資格者様の不利益にならないような対応を検討して参りますので、些細な事でもご不明点がございましたら、本紙の末尾に記載した事務局までご連絡願います。

【対象資格】

マイクロソルダリング技術資格制度 全資格

【開催自粛期間】

2020年4月から9月に開催予定のセミナー、試験及び更新審査。ただし、感染症の状況によっては、自粛期間を延長する場合がございます。その際は、当資格制度のホームページにて自粛延長のご案内を掲載致します。

【自粛解除通知】

上記期間に関わらず、感染症の状況改善がみられ、開催が可能と判断した場合には、当資格制度のホームページにて自粛解除のご案内を掲載致します。

【既得資格の有効期間延長措置】

お手元の資格認定証の有効期間満了日が2020年03月以降の方を対象として、有効期間の延長措置（有効期間満了日から1年間の延長有効期間を付与）を採らせて頂きます。対象者全員に当該措置の案内状を5月中旬から順次、登録頂いている指定住所宛に郵送させて頂きますので、案内に記載された手順の通りにお手続き願います。なお、当該措置の適用には、延長する1年間の有効期間において、各人（及び所属企業）側にて資格毎に規定されている知識及び技能の研鑽並びに維持に努めることを承諾頂く、所定書面の提出が必要となります。詳細につきましては案内状にてご確認願います。

※上級オペレータ、オペレータ及びインスペクタ資格の有資格者で、お手元の資格認定証の有効期間満了日が2020年03月より前の方は、上記有効期間の延長措置は適用されませんが、更新審査においては有効期限後でも遅延での対応が適用される場合がございますので、事務局まで一度ご連絡願います

【資格取得過程における各評価試験の合格有効期間の延長】

新規及び再試験などで資格取得の為の受験をされる際、既に受験済みの評価試験の合格有効期間の満了日が2020年03月以降であれば、合格有効期間の延長措置（有効期間満了日から1年間の延長有効期間を付与）を採らせて頂きます。受験申請時には、その旨を申請書欄外に記載頂くか、事務局まで一度ご連絡願います。

本件につきまして、ご不明点がございましたら、以下事務局までご連絡下さい。

一般社団法人 日本溶接協会 事業部 マイクロソルダリング技術資格事業 担当

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 4-20 TEL:03-5823-6325 FAX:03-5823-5211

以上